

○予算審査等特別委員会（第5号）

平成31年3月18日（月曜日）

午前10時 0分 再開

午後 4時58分 散会

午後1時0分 再開

○横井雄一委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

総括質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 新風政和会の三橋でございます。よろしくお願いいたします。

まず、公務員給与の引き下げについてという点につきまして質問いたします。

この点につきましては、期末勤勉手当の管理職加算に関する部分と一律2%の削減に関する部分とにわたるかと思えますけれども、2%一律カットする部分につきましては本会議でも質問をさせていただきましたので、まずは、期末勤勉手当の管理職加算に関する部分について、市長にお尋ねいたします。

時間外勤務手当が支給されない管理職員、課長補佐や課長級職員などの時間外勤務が長時間にわたっている実態がある問題につきましては、先日の3月14日の委員会で、私から指摘させていただいたところでございます。

時間外勤務手当が支給される係長級以下の職員の時間外勤務は確かに縮減されてきた一方で、時間外勤務手当が支給されない管理職員の時間外勤務、超過勤務が一部では年間1,000時間を優に超えている実態を指摘いたしました。また、私が入手した資料では500時間を超えている管理職員——年間ですね——が、これは100名にも及んでおり、決して一部の部署には限られていないという、全庁的な課題として浮き彫りになったものと考えております。人事院は、原則として超過勤務命令の可能な範囲を月45時間、年間360時間とする方針でありますから、これに照らしても奈良市の管理職員を取り巻く労務環境は異常な実態であるということは明らかだと思います。

私は、この会期中にも勤務実態に関するデータを提供しつつ、ある労働基準監督官の方に聞き取り調査なども行ってきましたけれども、この奈良市の実態は余りにひど過ぎるという一刀両断でございました。係長級以下の職員は時間外勤務手当が支給される一方で、課長補佐級以上の管理職員は同手当が不支給で、かつこのような勤務実態を強いられているという状況でございますから、中には給与支給総額の逆転現象も発生している。また、単位時間当たりに換算すれば、上司のほうが支給額は大幅に低いという場合も散見されるということは先般指摘いたしました。

そこで、市長の認識をお尋ねしますが、これは健全な組織と言えるのかどうか、まず端的にお答えいただきたいと思っております。

○仲川元庸市長 まさに御指摘の問題につきましては、私も以前から非常に憂慮いたしておりました。以前は管理職の時間外の実態を把握するということがすら行っていないところでございましたが、一昨年あたりからデータをとるようになりまして、今の状況がつまびらかになったところでございます。この状況につきましては、憂慮すべき現状にあると認識をいたしております。

○三橋和史委員 本日出席されております権限と責任ある部長級職員でしたら、まだしもという見方はあるかもわかりません。

奈良市は中核市で、市役所の規模もそれなりに大きいわけでありまして、課長であるとか課長補佐であるとかいいましても、実質的に裁量権の範囲も極めて限定的で、いわゆる名ばかり管理職と言わざるを得ないような現状があるのではないかというふうに思います。これは、つまり管理職員には時間外勤務手当を支給する必要がないことを奇貨として、一般職の業務を押しつける形で実質的にサービス残業が横行してしまっている、サービス残業を強いてしまっているというようなことではないのかと思います。これは憂慮すべき実態だということでも市長も答弁されまして、先般の委員会でも副市長は是正すべき必要性を認識されていたというふうに記憶しております。

重ねてお伺いしますけれども、これをどのように改善を図っていこうと考えられているのか、その具体策を示してお答えいただきたいと思います。

○仲川元庸市長 即効性のある具体策というのは、なかなか難しいように思っておりますけれども、そもそも大幅に職員数、また管理職数をふやすということは現実的ではないという現下の状況がございますので、やはりそれぞれの管理職がみずからの抱えている業務、また組織の抱えている業務をしっかりと見直して、特に我々が、正規の職員が直接取り組むべき業務と民間への委託、また非正規へお任せをする部分などの選別をしっかりとしていくということに尽きるのではないかというふうに考えております。

一足飛びに解決をする問題ではないかと思いますが、今回このように年間を通しての数字を把握させていただいたことも、実態をまずしっかりと分析する最初の手がかりになったというふうに思っております。

委員からの御指摘も踏まえて、これからどういう方策が望ましいのかと、まさにこれは職員とともに具体的な解決策をぜひ講じてまいりたいというふうに思っております。

○三橋和史委員 即効性のある解決策を示すのは難しいというのが実際のところだと思います。

したがって、具体的な解決策というのも、現時点ではなかなかお示しいただくというのも困難であるというのも理解いたします。

そこで、質問の観点を変えますけれども、今議会に、突如と言わざるを得ないかと思いますが、提出されております管理職加算の廃止に係る条例につきましては、個々の職員の人生設計、生活設計にも影響するような内容をわずか1カ月ほど前に議会に提案して、それで可決して、それですぐに、来年度4月ですね、1カ月ほどの期間で施行していくというような、こういった期間的な、スケジュール的な面も含めて影響があるものというふうに思いますけれども、中身についてお尋ねしますけれども、課長補佐級や課長級で1人当たりの年間支給額は、具体的にどの程度減額されることになるのでしょうか。

○仲川元庸市長 具体的に申し上げますと、コストというか級で申し上げますと、9級の職員でございますと年額で約900万円、8級でございますと年額で約1300万円……1人ごとということですか。（三橋和史委員「1人ごと」と呼ぶ）失礼しました。トータルの効果額ということではなくて、1人ごとのということでございますので、今、ちょっともう一度申し上げますと、9級の職員でございますと42万6800円、8級でございますと36万677円、7級でございますと27万9312円、6級でございますと21万1307円、5級でございますと17万417円という計算となっております。

○三橋和史委員 具体的な金額をお聞きしましても、例えば課長補佐級、また課長級でありましても、年間数十万円にも及ぶ額の影響が出るということでもあります。

この決して小さくない手当を今まで支給していたわけでありませぬ。それはなぜかといいますと、管理職としての役職に見合うだけの手当を支給していこうというのが今まで継続してきたその趣旨であったのではないかというふうに思います。

そこで、先ほどの観点に戻りますけれども、実質的なサービス残業、これが横行している実態であるにもかかわらず、しかもその具体的な解決の見通しが立っていないという中で、労務の対価であるこの管理職加算について廃止するというのでは、ますます状況は悪化するのではないかと思うわけでありませぬ。

管理職加算を廃止するというのであれば、管理職員による実質的なサービス残業の実態を改善してから行うのが筋だと思いますけれども、いかがですか。

○仲川元庸市長 サービス残業というよりも、制度として管理職と非管理職職員ということで区分がされているというものでございませぬ。

ただ、御指摘いただいておりますように、管理職職員の非常に過度な業務の負担をいかに軽減していくのかということについては、大変緊急性を要する重要な取り組みだというふうに認識いたしておりますので、管理職職員に対して時間外の手当を払うということは解決策ではないかと存じますので、管理職職員の職務と、そしてその執行のあり方を見直していくということかと存じます。

○三橋和史委員 名ばかり管理職という言葉が流行した時期もありましたけれども、この課長補佐の職員の皆さん、また課長級の職員の皆さん、権限もあるのかないかとか、諸手当があるのかないか、また役職に見合うだけの、つまり管理職と呼ばれるに見合うだけの手当があるのかないかという点が考慮要素になると思いますけれども、名ばかり管理職の定義といいますか、認識というか、市長、正確ではなくて結構ですので、今思い当たる定義をおっしゃっていただきたいんではなせぬ。名ばかり管理職とは何か。

○仲川元庸市長 以前から民間企業等でも同様の問題指摘をされておりました。特にサービス業などにおいて入社間もない職員を店長など、そういう管理職の管理的な業務に当たらせているというようなことが、いわゆる名ばかり管理職という社会問題になったというふうに認識をいたしております。

○三橋和史委員 名ばかり管理職という言葉の定義については、職員なり従業員なりの入社時期には関係なくて、その地位にある管理職と会社が、雇用主側が定める管理職と呼ばれる地位にある職員の権限が——裁量権ですな——その有無また範囲についての大小、これによって決められる。また、諸手当があるのかないかというのも先ほど申し上げましたし、そもそも一般の職員や従業員と同じ仕事をさせられてしまっている実態があるのかないか等々を基準にいたします。

そう見たときに、今までの議会答弁でも明らかになっておりますけれども、今の課長級、また課長補佐級の職員は、一般職の業務を肩がわりしているという現状が実際にあるわけですな。そこで今まで支給していた管理職加算を廃止するというのでは、これはブラック企業のやり方と同じではないのかというふうに思うわけです。残業はさせる、時間外勤務手当も支給しない、それで管理職加算を今回廃止する、これは本当にブラック企業のやり方ではないかという批判は、そのそしりは免れないと思うんですよ。

これは労働法上の問題ですな。例えば公務員の皆さんの給与を下げるに当たって、議員の皆さんの報酬も削減するから公務員の給与も削減する、こういった議論は全く当てはまらないんですよ。これは労働法上の問題であって、今奈良市が実施しようとしている内容というのは、対価

を支払わずに残業させるという手法につながっていきますよね、実際のところはね。これは、まさに過労死を招来するような違法な労働実態を議会に追認せよと言っているのと同じではないかと私は思うんです。

今の管理職の皆さんの時間外——実質的なサービス残業の時間ですよ、年間1,000時間超える職員もいる。500時間を超えている職員もたくさんいらっしゃるわけですね。そういった状況を目の当たりにして、解決策が見えない中で、この管理職加算を廃止するというのは、ほかの自治体はどうかとは関係ないんです。これは労働法上の問題として、奈良市の実態はそうである以上、短絡的にこれを廃止する、財源確保の目的というのであれば、なおのこと、それは筋違いのものだというふうに言わざるを得ないわけですね。

ところで、定員適正化計画というものがございますね。私どもが別件で取り組んでいるものもございますけれども、公務員の定数とか学校の定数とか、適正化という言葉がいつの間にか削減という意味に変わっているんじゃないかというふうに思う節はあるんですけれども、奈良県にも奈良市にも皮肉を込めて、その点は申し上げますけれども、この奈良市については、人員のこの定員適正化計画、これは、人員は削減すればよいというものではないと思います。やはり適材適所も含めましてそうですけれども、決して人員を削減することだけが求められているものではないというふうに、まず申し上げておきたい。

それで、財源不足を補うための人件費削減、この10年間、市長が市長として、行政の責任者として務められてこられましたけれども、この責任は一体誰にあるのかということをはっきりとさせていただきたいんです。その点、いかがですか。

○**仲川元庸市長** 各毎年度の予算におけます職員初めとした給与の独自カットであったり、また、もっと申し上げれば、財政運営全体に係る責任ということで申し上げれば、当然、長でございます私に責任が所存いたします。

○**三橋和史委員** だとすれば、公務員というのは労働基本権が制約されていますよね。その代償措置として、人事院なり人事委員会という代償措置を講じられているというところなんですけれども、給与の財源を確保することができないからといって、どんどん職員の給与を下げていくというのは、これは公務員法上の法体系にマッチしないものだと思うんですけれども、いかがですか。

○**仲川元庸市長** 今回の制度見直し、また独自カットということにつきましては、今までの答弁でも申し上げましたように、今の奈良市の状況、また社会情勢、類似団体の状況などと勘案をした中で、見直していくべきところについては見直していくということもございます。

職員の給与をどのようにするのかということについては、非常に繊細でもありますし、非常に難しい問題でございますけれども、私といたしましては、今の財政状況の中において、このような対応も含めてお願いをしていかなければならないと考えた次第でございます。

○**三橋和史委員** その管理職加算を見直す、廃止するに当たって類似団体がどうだという御答弁が先ほどからも出ております。中核市でいえば4市だけだということなんですけれども、そして、ほかの中核市は、こういったサービス残業の実態があるのかどうか、その点調査されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**仲川元庸市長** 管理職加算については、御指摘のように奈良市を含めまして4市ということでございますが、管理職手当また期末勤勉手当におきます役職加算というものは他市と同様に存置いたしておりますので、いわゆるそれをさらに上回る管理職の加算という、いわゆる二重に加算をしている部分について今回見直しを行おうとするものでございます。

ということで申し上げますと、その他の約50余りの中核市におきましても、ほぼ同様の業務を行いながら、同様の手当制度の中で運用されているというふうに考えられますので、市によりまして業務の偏りというものはあろうかと存じますが、恐らく人口三十五、六万人のまちを運営していくために要するマンパワーということについては、それほど大きな差はないのではないかと、いうふうに認識をいたしております。

○三橋和史委員 そしたら、その他市でも年間1,000時間を超えるようなサービス残業の実態があるということを確認されているということですか。

○仲川元庸市長 個々の状況については確認はいたしておりませんが、本市もそうでしたが、いわゆる時間外手当を支払うための積算としてOTRでの出退勤からデータを確認するというを行っておりますが、その支払いの計算の必要性がないということにおきまして、管理職の労働実態は、全ての市で同様に把握をされているものではないというふうに考えております。

○三橋和史委員 やはり、ほかの市がこうしているからこれが正しいんだという理論は、ほかの分野でも私常々申し上げておりますけれども、それは必ずしも当てはまらないというふうに思います。今回に関しましては、この管理職加算についても1人当たり数十万円の影響が出ることになるわけでありまして、この点を、ほかの自治体がこうだから、奈良市も廃止するんだということではないと思うんです。

奈良市には、奈良市の労働を取り巻く実態があるわけであって、それらを勘案した場合に、まさに労働法制上これが許容されるのかという点から判断すべきであって、そういった観点から判断した場合に、私は、これは実質的にはサービス残業と、これが横行している状況にほかならない、やり方はブラック企業と同じやり方だということをお知らせするを得ないというふうに指摘しておきたいと思っております。

少し時間がございませんので、次に行きますけれども、環境清美工場についてでございます。

運用中のごみ焼却場である環境清美工場の安全性についてお尋ねしますが、老朽化が著しく進んでいる状況において、維持管理費用は年間15億円も余分に生じているということであるということが、過去の質疑、答弁から明らかになっております。一般的に考えまして、ごみ焼却場がそれほどまでに老朽化しているということは、操業上の安全性について市民の間で疑問が生じて不思議ではないであろうと考えております。

安全性を担保するための予算措置の状況についてであります。ごみ焼却場の運営上において、安全性を担保するための措置は万全に行われていると認識してよいのかどうかお答えください。

○仲川元庸市長 現環境清美工場につきましては、施設の老朽化が著しいということもございまして、安全な操業をしていくために必要な補修等を優先順位を用いながら、毎年定期的に行わせていただいております。小規模な故障が後を絶たないという実態もございしますが、大規模な故障、事故を未然に防止するためにも、引き続き適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○三橋和史委員 予算措置の状況についてお伺いしたんですけれども、具体的に、それではお尋ねしますけれども、この環境清美工場の安全確保のための予算要求を行われましたね。これが満額査定されているのかどうかという点についてお答えいただきたいと思っております。

○仲川元庸市長 残念ながら、要求をされたもの全てに応えられているという状況ではございません。

○三橋和史委員 市長がおっしゃるように、全ての要求額に応えられないということは理解できません。

ただ、予算要求に対して査定額、これを示した資料がここにあるんですけども、工場維持補修経費、清掃施設整備事業、焼却処理施設整備事業等について、要求額が記載されていますよ。それに対して査定額が記載されておりますけれども、その差額は何と6億6962万円なんですね。6億7000万円ほども、これ、予算の査定において削減されているんですね。こんなことで現状のごみ焼却場である環境清美工場の安全を図ることができていると言えるのかどうか、この点お答えいただきたいと思います。

○仲川元庸市長 御指摘のように非常にさまざまな部分、また多額の予算の要求が上がっているという状況に対しまして、なかなか十分に予算が措置できていないという状況は私も認識をいたしております。

一方で、安全な操業、また近隣への御迷惑をおかけしないようにということは当然でございますので、今後もしっかりと内容を精査して、可能な限り対応していきたいと考えております。

○三橋和史委員 それでは、端的にお尋ねしますけれども、現在の環境清美工場の運営は100%安全であると言い切れるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○仲川元庸市長 100%の安全性を示せということでございますが、やはり老朽化した施設を使っております以上、どの部分がどのタイミングで、どう補修が必要になるかということについては、読めないところも正直ございます。ですので、明らかに対応が要るところから優先をつけて対応しているというような状況でございます。

当然のことながら、市の施設でございますので、操業に関しては100%安全性を確保しなければならないということは当然だと認識をしておりますので、鋭意、引き続き努力していきたいと思っております。

○三橋和史委員 ここ大事なことなんで、もう一度お聞きしますが、それでは100%安全であると言い切れないということですか。

○仲川元庸市長 現状につきましては、日々100%安全な操業をさせていただいていると考えておりますけれども、老朽化に伴って、いつ、どのタイミングで不測の事態が起きるかということは予見できないところも中にはございます。このあたりも含めて、今後、引き続きしっかりと対応していきたいと思っております。

○三橋和史委員 やはり生命の安全にかかわる施設についてでございますね。たとえ運用期間が、広域化や等々の手法で建てかえなければいけないという議論は出ている施設でありますけれども、たとえ運用期間が残り数年でありましても、最後の1日まで100%の安全を保って、万全の状態での運用されるべき施設であるということは間違いないわけでありまして、例示すれば、ある老朽化した飛行機がありまして、これが間もなく廃棄される予定の機体だからといって、安全上の措置がほどほどでよいというようなことにはならないわけであって、航空会社としては最後のフライトまで、もう万全の安全性を確保した上で飛行機を飛ばすというのがその使命であるわけですね。

それと同様に、このごみ焼却場についても、最後の1日まで100%の安全を保って運用していかねばいけない施設であります。ましてこの環境清美工場については、あと10年ほどは少なくとも維持していかねばいけないわけでありまして、こういった予算の査定状況でよいのかどうかという点、私はやや疑問に思っております。

安全性の措置については、遺漏なきよう取り扱っていただきたいというふうに思いますし、これは安全だと、100%安全だというふうに言い切っていただかないと、これは困るわけですね。ほかの施設でも爆発寸前だというように報道された施設もありますけれども、市の施設、一例で

環境清美工場を申し上げましたけれども、ほかにも生命の安全にかかわる施設はありますから、その点については、予算措置上も、それ以外の点についても、万全を期していただきたいというふうに思います。

あと、最後に庁舎の耐震化について申し上げます。

庁舎の耐震化に関して、1円も予算が計上されていないではないかということの本会議でも指摘いたしました。

この議会中にも地震が発生いたしましたけれども、今地震が起きたら、震度5、6程度の地震でこの建物、倒壊または崩壊する危険性が高いと言われてるんですよ。なのに、応急対策の予算措置も1円も講じられていないという点に私は強烈な違和感を感じるんですね。これはなぜ上げないのかという点、お答えいただきたいと思います。

○仲川元庸市長 耐震化もしくは建てかえかということにつきましては、この間も議会の皆様からもさまざまな御意見を頂戴しているところでございます。

一方で、起債の期限等、さまざまな状況もございますので、早急に答えを出していかなければならないということにつきましては認識をいたしております。

一方で、先日、知事のほうからも、また違う案も検討してはどうかというような提案があったという現状もございますので、さまざまな御意見、さまざまな情報を総合的に勘案して、速やかに対応していきたいということでございましたので、今回の当初予算には見送らせていただいたという状況でございます。

○三橋和史委員 時間になりましたので、最後にいたしますけれども、やはり生命を守るための施策、ましてや防災の拠点となります市役所の耐震化が、やはり予算の提出を見送ることによって、我々議員には予算の伴う議案は出せないということなんかありましたけれども、これ、市長しか出せない議案ですから、これを3カ月先送りするという判断は、私はやはり理解できないんですね。

今、じゃ、地震起きたらどうなるのか。市長、副市長、危機管理監、消防局長も同じ建物に、ここにいらっしゃるじゃないですか。誰が災害の指揮をとるんだということを本当に一度冷静になっていただきたい。それで速やかに応急対策を庁舎の耐震化に向けて図っていただきたいというふうに求めまして、私の質問、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。